

別表1 (要領第3関係)

事業の内容	対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
1 園芸作物支援対策						
(1) 園芸産地拡大支援タイプ	野菜、果樹、花き	市町村、農業協同組合等農業団体、営農集団、農業法人	1/3以内。ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証を目指す産地は4/10以内。	<p>1 優良種苗の導入</p> <p>2 栽培用施設（園芸用ハウス（雨除け施設、防虫ネット被覆栽培施設を含む。）、育苗棚、果樹棚等）</p>	<p>1 優良種苗について</p> <p>(1) 野菜の種苗については、県が育成した品種とし、面積拡大分を対象とする。</p> <p>(2) 果樹の種苗については、福島県果樹品種協議会決定の果樹品種区分にある品種を新植する場合に限り、対象とする。</p> <p>(3) 花きの種苗については、福島県花き優良品種普及推進協議会が選定した品種（以下「選定品種」という。）を組み入れた栽培体系の実施を原則とし、面積を拡大するりんどうを対象とする。</p> <p>2 栽培用施設について</p> <p>(1) 設置する園芸用ハウスについては、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」に基づいた構造耐力を有するものであること。ただし、既存の果樹棚に併設する果樹用雨除け施設で別表3の園芸用ハウスの区分に該当しない施設については、地域の立地条件に即した構造耐力を有するものであること。</p> <p>(2) 事業実施主体以外の者に貸し付ける園芸用ハウスの導入においては、地域の3戸以上の農業者へ貸し付ける場合に限る。</p> <p>(3) 園芸用ハウス設置後は、園芸施設共済に加入するよう指導するものとする。</p>	<p>次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>1 事業の対象となる受益面積が、おおむね次の規模以上であること。</p> <p>(1) 野菜、果樹の場合</p> <p>ア 施設栽培 20a</p> <p>イ 露地栽培 50a</p> <p>(2) 花きの場合</p> <p>ア 施設栽培 10a</p> <p>イ 露地栽培 30a</p> <p>2 対象品目は、事業実施年度において「園芸産地復興計画」が策定されていること。</p>

事業の内容	対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
				<p>3 ハウス付帯設備</p> <p>(1) 環境制御機械・装置 (環境制御装置、複合環境測定装置、暖房機、冷房機、除湿機、換気装置、二酸化炭素発生装置等)</p> <p>(2) かん水設備</p> <p>4 高品質安定生産装置（養液栽培装置、かん水同時施肥栽培装置、露地用かん水装置、電照栽培装置、病害抑制装置等）</p> <p>5 育苗・移植用機械（播種機、定植機等）</p>	<p>(4) プラスチックハウスを導入する事業実施主体においては、農業用使用済プラスチックの適正処理を確実に実施すること。 また、事業実施地区（市町村等）においては、農業用使用済プラスチックを適切に回収するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 防虫ネット等の被覆資材だけの整備は対象としない。</p> <p>(6) 果樹棚については、新植分を対象とする。</p> <p>3 ハウス付帯設備は、園芸用ハウスと一体的に整備する場合のみ補助対象とする。</p> <p>4 高品質安定生産装置</p> <p>(1) 露地用かん水装置は、以下を対象とする。ただし、水源掘削は対象としない。</p> <p>ア 野菜</p> <p>イ 果樹。ただし、日本なしにおいて早期成園化技術を実施する園地に限る。</p>	

事業の内容	対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
				<p>6 防除用機械（ブームスプレーヤー、スピードスプレーヤー、土壌消毒機械、自走式防除機等）</p> <p>7 栽培管理用機械（除草機、溝堀機、畦立て同時マルチ機、収穫機、高所作業車等）</p> <p>8 調製・出荷機械（洗浄機、調製機、選果・選別機、自動結束機、予冷库、乾燥機、計量器、包装機（袋詰機）等）</p>	<p>6 スピードスプレーヤーについては、新規栽培者を含めて新たに共同防除を開始する取組又は栽培を取りやめる園地（廃園等）を集積して栽培面積を拡大する取組を行う場合とする。</p>	
(2) 新たな生産システムモデル産地形成タイプ	野菜、果樹、花き	市町村、農業協同組合等農業団体、営農集団、農業法人	1/3以内。ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証を目指す産地は4/10以内。	<p>試験研究・技術実証等の成果を踏まえて新たに実用化された生産技術や新たな品目の導入に必要な以下の施設及び機械</p> <p>1 栽培用施設（ハウス附帯設備を含む。）</p> <p>2 環境制御装置</p> <p>3 防除用機械</p> <p>4 高品質安定生産装置</p> <p>5 栽培管理用機械</p> <p>6 調製・出荷機械</p>	<p>1 新たに実用化された生産技術とは、福島県農業総合センター若しくは福島県農林事務所、国又は福島県以外の都道府県の公的機関によって成果が明らかになっているものとする。 なお、防除や施肥に要する資材の変更や追加の既存の機械・施設等に対応できる取組については、本事業の対象としない。</p> <p>2 新たな品目については、福島県農林事務所又は市町村における現地実証試験を経て、新たな産地形成が図られることが確実である品目を対象とする。</p>	<p>1 事業の対象となる受益面積が、おおむね次の規模以上であること。</p> <p>(1) 野菜、果樹の場合 ア 施設栽培 20 a イ 露地栽培 50 a</p> <p>(2) 花きの場合 ア 施設栽培 10 a イ 露地栽培 30 a</p> <p>2 補助対象は機械又は施設（付帯設備等を含む。）とする。</p>

別表1（要領第3関係）

事業の内容	対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
2 土地利用型作物支援対策						
(1) 産地拡大支援タイプ	大豆、麦類、そば、なたね	市町村、市町村単位農業公社、農業協同組合、JA出資型法人、農業法人、営農集団	1/3以内。ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証を目指す産地は4/10以内。	<p>1 生産規模拡大のための省力化機械導入</p> <p>(1) 排水対策用機械（溝掘機、暗きょ施工機械）</p> <p>(2) 栽培用管理機械（施肥同時播種機、乗用管理機、中耕培土機）</p> <p>(3) 収穫用機械（汎用コンバイン、大豆・そば用コンバイン）</p> <p>2 生産規模拡大のための拠点整備</p> <p>乾燥・調製・出荷用機械（乾燥機、選別機、色彩選別機、ビーンクリーナー、計量器等）</p>	<p>1 生産規模拡大のための拠点整備においては、下記(1)及び(2)を満たすこと。</p> <p>(1) 検査等級において、県の平均数値を上回ること（大豆（2等級以上比率、麦類（1等級比率）、そば（1等級比率）））。</p> <p>(2) 導入機械による処理量が、事業実施前年度に比べて10%以上増加すること。</p>	<p>1 対象作物は、水田フル活用ビジョンにおいて振興する作物として位置付けられていること。</p> <p>2 受益面積が水田と畑地である場合には、水田の占める比率が60%以上であること。</p> <p>3 受益面積については、おおむね平地20ha（中山間地域等10ha）以上又は機械等の種類ごとに定められた面積とすること。</p> <p>4 面積、数量等は、事業目標年度（3年後）の数値とすること。</p> <p>5 取組前年度から作付面積を拡大すること。</p> <p>6 対象作物がなたねの場合、前年度から商品化率を向上すること。</p>
(2) 飼料作物支援タイプ	飼料作物	市町村、市町村単位農業公社、農業協同組合、JA出資型法人、	1/3以内。	<p>1 栽培管理用機械・播種機械（ブロードキャスター、ライムソワ、防除剤散布機等）</p>		<p>1 対象作物は、水田フル活用ビジョンにおいて振興する作物として位置付けられていること。</p>

事業の内容	対象作物	事業実施主体	補助率	採択要件		
				補助対象	個別事項	共通事項
		特に認める農業者等組織等		2 収穫・調製用機械(モア、テッター、レーキ、ハーベスター、ヘイベラー、品質向上装置等) 3 運搬・保管用機械(計量器、一時保管庫、フレコンスケール、ユニッククレーン等)	1 運搬用機械を補助対象とする場合は、受益面積が事業実施前年度と比べて10%以上増加すること。 2 フレコンスケール又はユニッククレーンについては、積載車両本体を補助対象とせず、ユニッククレーン及びその付設に要する経費を補助対象とする。	2 受益面積が水田及び畑地である場合には、水田の占める比率が60%以上であること。ただし、対象作物が飼料用トウモロコシ又は永年生牧草である場合を除く。 3 受益面積については、おおむね平地20ha(中山間地域等10ha)又は機械等の種類ごとに定められた面積とすること。 4 面積、数量等は、事業目標年度(3年後)の数値とすること。
(3) 主要農作物種子支援タイプ	水稻・麦類・大豆種子	福島県米改良協会が定める「種子採種計画」に基づき種子生産を行う種子生産組合、同協会の生産者等	1/3以内。	1 種子生産に必要な機械の導入(種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器)		1 次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 新規に種子生産に取り組む者であること。 (2) 既に種子生産に取り組んでいる場合は、米改良協会からの求めにより新たな穀類若しくは新たな品種生産に取り組む者又は生産面積を拡大する者であること。 2 生産される種子は、種苗法(平成10年法律第83号)第62条に基づき県が行う生産等基準検査の項目を確実に満たすものであること。 3 主要農作物種子は、福島県米改良協会から配分される面積以上に生産することが出来ないことから、受益面積の要件は設けないが、導入する機械等は専ら当該種子の生産に用いるものとし、過大なものとならないこと。

別表2（要領第3関係）

1 留意事項

1 補助対象について

- (1) 本要領における「FGAP以上の認証取得済み又は認証を目指す」とは、GAP（農業生産工程管理）のうち、「GLOBALG. A. P.」、「ASIAGAP」、「JGAP」、「MPS-GAP」又は「FGAP（ふくしま県GAP）」を、「認証取得済み」にあつては審査機関による認証を受けることを、「認証を目指す」にあつては審査機関による審査を受けること又は1年以内に取得する意向であることをいう。
- (2) 本要領における「中山間地域等」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条の規定に該当する市町村、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域又は特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域のいずれかに該当する地域をいう。
- (3) 一事業実施主体において、複数種類の機械や施設を導入する場合は、受益者及び受益面積が同一であり、かつ、一体的に整備する必要がある施設又は機械ごとに受益者、事業内容、事業費等を明らかにし、目標、成果目標等を定めるものとする。
- (4) 事業実施主体は、施設の利用者と施設を設置する農地の所有者が異なる場合には、利用者と農地所有者との間で利用権を設定するなど、適切な措置を講じること。
- (5) 目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものについては、補助の対象としない。
- (6) 個人的使用となるおそれのある機械については、補助の対象としない。
- (7) 補助対象とする施設及び機械は、原則として新品、新築又は新設とする。
- (8) 事業の内容が、過去において他の県事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合は、補助の対象としない。
- (9) 国庫事業で採択できるものは、本事業の対象としない。
- (10) 補助対象に記載のない機械、施設等を導入する場合であつて、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、その機械、施設等を導入することができる。
- (11) 本事業により整備した施設、機械等には、事業名を表示すること。
- (12) 各対策において、以下の事項に留意すること。
 - ア 園芸作物支援対策
 - (ア) 園芸産地拡大支援タイプにおいて花き種苗を導入する場合で、選定品種を組み入れた栽培体系の確立が困難であり、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、選定品種以外の品種を対象とすることができる。
 - (イ) 新たな生産システムモデル産地形成タイプに取り組む場合で、地域における新たな産地化に向けた有効性と指導体制について、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、その取組を補助対象にすることができる。
 - イ 土地利用型作物支援対策（産地拡大支援タイプ・飼料作物支援タイプ）
 - (ア) 「機械等の種類ごとに定められた面積」については、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に規定された面積とし、その利用規模下限面積を下回らないことを原則とする。ただし、利用規模下限面積を下回ることについて、所長が妥当と認める規模面積であつて部長へ協議して承認を受けた場合、利用規模下限面積を下回る面積とすることができる。
 - (イ) 導入予定機械が、「福島県特定高性能農業機械導入計画」に記載がない機械であつて、「機械等の種類ごとに定められた面積」が不明な場合は、所長が妥当と認める規模面積であつて部長へ協議して承認を受けた場合、その規模面積とすることができる。

2 事業実施主体について

- (1) 事業実施主体の受益者又は事業参加者は、3戸以上とする。ただし、中山間地域等の場合は、2戸以上とする。
- (2) 「営農集団」とは、3戸以上の生産者からなる組織とし、組織の規約及び施設（機械）管理規定等の規則を制定している組織とする。ただし、中山間地域等の場合は、2戸以上とする。
- (3) 土地利用型作物支援対策（飼料作物支援タイプ）における「特に認める農業者等組織」とは、農業者、市町村及び農業団体等で構成され、規約や機械等の管理規程を制定している協議会を原則とする。ただし、所長が特に必要と認める場合で部長へ協議して承認を受けた場合は、協議会以外の組織を事業実施主体とすることができる。

別表3（要領第6関係）

1 優良種苗の種苗

補助対象事業費の上限額（10a 当たり）	
花き（選定品種）	1,000千円
花き（選定品種以外）	500千円
その他	500千円

2 園芸用ハウス

ハウス区分	区分の標準	補助対象事業費の上限費 (設置費含む。付帯施設含まず。)
プラスチックハウスⅡ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	3,900円/㎡
プラスチックハウスⅢ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	7,800円/㎡
プラスチックハウスⅣ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm ³ の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	11,000円/㎡
プラスチックハウスⅣ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/㎡以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31cm ³ の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの	15,000円/㎡
低コスト耐候性ハウス	プラスチックハウスⅢ類・Ⅳ類に該当するハウスを補強することで、その温室の強度が風速50m/s以上（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）又は積雪重50kg/㎡以上の耐候性を有し、かつ、プラスチックハウスⅤ類本体工事費のおおむね70%以下の価格のもの。 また、被覆資材は、プラスチックハウスⅢ類にあっては軟質フィルム又は硬質フィルム、プラスチックハウスⅣ類甲にあっては軟質フィルム、プラスチックハウスⅣ類乙にあっては硬質フィルム（ビス止め以外のものに限る。）のものとする。	